

尙就兼幹茨ニ當リ特ニ集團的生活ニ必要ナル精神的其ノ他ノ指導訓練ヲ爲スノ要アリト認メラル、場合ニアリテハ概ネ一ヶ所一回五十人程度ヲ基準トシ前項ノ内容ニ準ジ一日當リノ開設費百三十円程度ニ於テ一ヶ月以内ノ期間ヲ以テ課成会ヲ開設スル等ノ措置ヲ講スルコト

(五) 共同耕作等ヲ爲サシムル場合ハ一共同耕作班ニ對シ共同耕作ニ必要ナル資材器具ノ購入費トシテ十円程度ヲ助成スルコト 尚班ノ編成ハ夫々ノ事情ニ依リ適當ニ定ムルコト

(六) 其ノ他多少ナリトモ就労能力アル者ニ付テハ此ノ際衣食セシムルコトトク適當ナル内職及副業ノ指導ヲ爲スハ勿論農繁期勤勞奉仕等ニ從事セシムルヤク指導スルコト

九 育英助成ニ関スル事項

(一) 育英助成ハ中等各校程度以上ニ到達キ就労ヲ希望スル者ニシテ學資支弁ニ困難ナル者ニ對シ概ネ年額二百四十円以内ニ於テ之ヲ爲スコト

十 慰 藉 (死亡弔慰 重傷者見舞 合同慰靈祭)ニ関スル事項

- (一) 引揚ノ途上災害ニ罹リ死亡シタル者及定着後不慮ノ災害ニ因リ死亡シタル者ノ遺族ニ對シテハ死亡者一人ニ付百円以内ニ於テ弔弔慰金ヲ贈與スルコト
 - (二) 前項ノ事故ニ依リ重傷ヲ受ケタル者ニ對シテハ重傷者一人ニ付五十円以内ニ於テ重傷者見舞金ヲ贈與スルコト
 - (三) 死亡者慰靈ノタメ支那ニ於テ合同慰靈祭ヲ執行スル場合ニ於テハ死亡者一人當リ十五円程度ニ於テ之ヲ執行スルコト
- 同慰靈祭ノ執行ニ際シテハ本會會長ノ弔辭ヲ贈ルト共ニ必未得ル限リ本會理事又ハ職員ヲ派遣スベキニ付其ノ都度本會ニ連絡スルコト
- 上 保育所ノ経営ニ関スル事項

(一) 共同宿泊 分散宿泊ノ何レノ場合ヲ向ハズ勤勞ヲ助長シ併セテ母性保護ニ

乳幼児保育ニ資スルタメ保育所ヲ設ケ又ハ既設ノ保育所ヲ利用セシムル
ヤウ配意スルコト

(二) 共同宿泊所ニシテ多数乳幼児ヲ擁スル場所ニアリテハ必要ニ応ジ適
当ナル規模ニ依リ専用ノ保育所ヲ新設スルモ差支ヘナキコト但シ此
ノ場合ノ設備其ノ他ニ付テハ可成宿泊所ノ一部ヲ利用シ既設建物ノ
拡張又ハ改良ニ依リ之ヲ行ヒ新ニ建物ヲ建設スル等ハ已ムラ得ガ
ル場合ニ止ムルコト

尚保育所ノ運営ニ當テハ該施設ヲ通ジ長入地地元民トノ融和ヲ
一段ト促進スルタメ地元民ノ利用ヲ努メテ勤奨スルコト

(三) 既設ノ保育所ヲ利用スル場合ニ於テ其ノ委託料ノ実費ヲ該施設
ニ反払フハ勿論定員ノ増加ニ因リ該施設ニ於テ設備ヲ拡張又ハ
改良ヲ為ス場合ハ其ノ必要額ヲ助成スルヤウ取扱フコト

(四) 保育所ヲ新設スル場合若ハ既設ノ保育所ヲ利用スル場合ニ於テ引
場民中ニ保母ノ適任者アルトキハ可成之ヲ採用シ若ハ採用セシムル

ヤウ配意スルコト

十一 衣類共同修理ニ関スル事項

(一) 衣料不足ノ現状ニ鑑ミ衣類ハ努メテ修理セシメ其ノ命数ヲ長カラシ
ムルヤウ指導スルコト

(二) 衣類ノ修理ニ付テハ之ガ補修資材ノ入手甚ク困難ナルトニ多数ノ引場民
ヲ受入レタル地域ニ於テハ相当多量ノ修理ヲ要スルモノト予想セラルルヲ以
テ補修資材ノ緩和ト高率的活用ヲ図ルタメ特定ノ後産場ヲ設テ修理
場ニ指定シ又ハ地元婦人会ニ修理ヲ委託スル等ノ措置ヲ講ズルコト
尚此ノ場合ニ於テハ修理ニ要シタル材料費加工費等ノ実費ヲ反払フ
様取扱フコト

十二 生活必需物資ノ斡旋及身廻品調整補給ニ関スル事項

(一) 引場民ニ給與スベキ生活必需物資特ニ衣類寢具等ノ獲得ニ當テハ
難資不足ノ折衝ニ付可成隣保相扶ニ依リ一般住民ノ義捐献金ニ俟ツ
等ノ方法ヲ講ズルコト

此ノ場合ノ募集ニ要スル経費並ニ荷造運搬等ニ要スル経費ニ付テハ募
集ヲ専ス者ニ對シ其ノ実費ヲ支給スルコト

(二) 身廻品調整補給ハ可成現物又ハ金銭ニ依リ之ヲ爲スコト 但レ一人廿十
円以上五十円以内ニ於テ之ヲ行フコト

(三) 身廻品調整補給ノ爲金銭ヲ支給セントスルトキハ一時又ハ數回ニ亘リ支
給スル等世帯ノ実情ニ即シ之ヲ行フコト

十四 表彰ニ関スル事項

引揚民保護ニ関シ特別ノ援助ヲ爲シタル市町村団体 個人等ニ對シ別
途本会々々長ヨリ表彰ヲ行フ予定ナルヲ以テ該等事項アル場合ハ其ノ
都度本会ニ報告スルコト

十五 引揚字查ノ保護ニ関スル事項

本件ニ関シテハ目下文部省爲ニ於テ考慮中ナル趣ナルモ之ガ決定ヲ見ル
ニ至ル迄本会経費ヲ以テ一時立替支出スルモ差支ヘナキニ付必要ナル保護
ニ關シテハ前記各項ニ準ジ取扱フマウ配意スルコト

第二 援護手續要領

(一) 生活 医療 助産 葬祭及生業援護ニ付テハ援護ヲ受ケントスル者
ノ申請ニ依リ之ヲ行フコト 但シ支会長ニ於テ特ニ必要アリト認メタ
ルトキハ分会長ト協議ノ上本人ノ申請ニ依ルコトナク適宜之ヲ行フコト
ヲ得ルコト

(二) 援護ニ関スル申請書ハ支会長ヲ經由シ分会長ニ提出スルコト

(三) 支会長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ速ニ之ヲ調査シ援護ニ関スル
意見ヲ附シ分会長ニ進達スルコト

(四) 分会長前項ノ書類ノ進達ヲ受ケタルトキハ速力ニ給與額其ノ他必要ナ
ル事項ヲ決定シ支会長ヲ經由シ本人ニ通知スルコト
尚支部長ニ對シテモ同時ニ必要ナル事項ヲ報告スルコト

(五) 分会及支会ニ於テハ援護ノ取扱ニ遺漏ナキヲ期スル爲援護者台帳ヲ作
成シ必要ナル取扱事項ヲ記入整備スルコト

(六) 其ノ他必要ナル取扱事項ニ付テハ各支部長ニ於テ地方ノ事情ニ依リ之ヲ

決定し分會長及支會長ニ通告スルト共ニ本會ニ對シテモ之ヲ報告スルコト

第三、其ノ他

(一) 事業ノ本実施要領ハ本會ニ於テ各般ノ事情ヲ考察シ一應必要ト認めラルル、事業ノ基準ヲ示シタルモノナルモ受入地方ノ特殊事情ニ依リ猶ホ必要トスル事業アルトキハ本部ト協議シ上實施スルヲ得ルコト

(二) 事業實施ニ伴フ資金ハ本実施要領ニ基キ支部ニ於テ編成シタル豫算（本部ニ於テ承認ヲ爲シタルモノ）ヲ基準トシテ支部長ニ對シ必要額ヲ支拂委任スル見込ナルコト

昭和二十年二月七日

宮崎縣内政部長

文部省國民教育局青少年教育課長殿

集團疎開學童ニ関スル件伺

本縣受入、西南諸島ヨリ疎開セル集團學童ニ関シ、左記、通疑義有之候條、御指示相成度

記

一 集團疎開學童中國民學校ノ課程ヲ修了シ四月以降、中等學校ニ進學スル、就職セル者、集團疎開學童タルノ取扱ヲ繼續スルモノナリヤ

(意見) 一 應中止トス

二月十日 沼津市教育委員 本件ニ付、

昭和二十年三月二十二日

文部省國民教育局長

學童疎開實施地域區分ノ件

學童疎開強化要綱（三月九日閣議決定）要項七ニ關シ學童疎開實施ノ甲乙地域ノ區分ヲ差當リ左ノ如ク指定シタルヲ以テ此ノ段及依命遵牒尙疎開受人地域ニ付テハ其ノ都度之ヲ指示スル様致シタキニ付爲念

追而右ニ關シテハ公表セザル事ト致度

記

(一)甲地域 東京都三十五區 大阪市 名古屋市 橫濱市

神戸市 川崎市 尼崎市

(二)乙地域 京都市 吳市 舞鶴市 橫須賀市

高島市

附屬國民學校集團疎開ニ關スル調

(十一月一日現在)

校名	三年	四年	五年	六年	計	疎開先
東京高師附屬		六〇	七一	七五	二〇六	都北多摩郡保谷町
東京女子高師附屬	三四	三七	四六	四五	一六二	都北多摩郡東村山村
東京第一師附屬	五六	六一	六六	七八	二六一	長野縣松本市外淺間
同 女子部	一〇	二八	五九	五四	一五一	宮城縣加美郡中新田町
東京第二師附屬		七八	八〇	一〇二	二六〇	山形縣山形市外上ノ山(四五年) 都東久留米成美莊(六年)
神奈川師附屬	三二	三五	三三	四二	一四二	神奈川縣中郡秦野町

愛知第一師附屬	男子部	二九	三七	三一	四三	一四〇	愛知縣丹羽郡菟原村
同	女子部	三二	三九	五二	五七	一八〇	愛知縣寶飯郡蒲郡町
大阪第一師附屬	男子部	三一	三五	二九	六三	一五八	府下南河内郡東條村
同	女子部	三〇	四八	四一	五八	一七七	府下南河内郡上川村
合計	一〇校	二五四	四五八	五〇八	六一七	七八三七	